

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	10.11-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/mvnumber.html

執行機関名 京都府知事

障害児通所給付費等の支給に関する事務又は障害者福祉サービスの提供に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対する通所給付費の支給(同法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等、同法第21条の5の12第1項の規定による高額障害児通所給付費及び同法第21条の5の13第1項の規定による放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給を除く。)又は入所給付費の支給(同法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の規定による高額障害児入所給付費及び同法第24条の7第1項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給を除く。)に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	8	
③番号法別表第2の項	11	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)別表第1 第2の項 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対する通所給付費の支給(同法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等、同法第21条の5の12第1項の規定による高額障害児通所給付費及び同法第21条の5の13第1項の規定による放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給を除く。)又は入所給付費の支給(同法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の規定による高額障害児入所給付費及び同法第24条の7第1項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給を除く。)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第2条、第3条	京都府障害児等福祉サービス等支援給付金支給要綱(平成19年京都府告示第85号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第2条第3項 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。 第3条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。	第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援(以下「指定通所支援」という。)又は法第24条の2第1項に規定する指定入所支援(以下「指定入所支援」という。)を利用した障害児及び20歳未満の障害者(以下「障害児等」という。)の保護者(以下「障害児等保護者」という。)に対し、障害児等の福祉の向上及び子育て支援を図るため予算の範囲内で支給する給付金(以下「給付金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		京都府障害児等福祉サービス等支援給付金支給要綱(平成19年京都府告示第85号)